

意見書案第 1 号

愛知県営水道の料金改定の慎重な対応についての意見書

愛知県営水道の料金改定の慎重な対応についての意見書を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 2 8 日提出

提出者	新城市議会議員	丸 山 隆 弘
	〃	竹 下 修 平
	〃	鈴 木 長 良
賛成者	新城市議会議員	鈴 木 達 雄
	〃	浅 尾 洋 平
	〃	小 林 秀 徳

理 由

この案を提出するのは、愛知県営水道の料金改定に当たって特段の措置を講じられるよう求める必要があるからである。

愛知県営水道の料金改定の慎重な対応についての意見書

水道は、私たち市民の生活や社会活動を支える極めて重要なライフラインである。そして水道事業者は、将来にわたって、安全で安定した良質な水道水の確保に努めていかななくてはならない。

一方、人口減少による経済活動の縮小及び節水機器等の普及や新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う料金収入の減少に加え、水道に係る施設の老朽化対策・耐震化対策などを進めていく必要があり、今後、さらなる厳しい経営状況が予想される。本市では、水道料金を２段階にわたって値上げすることで、水源地にも関わらず東三河の市の自治体では一番高くなっている。

こうした中、愛知県企業庁の県営水道において水道料金の改定が検討され、令和６年２月県議会に県営水道料金を引き上げる条例改正案が上程され、３月２５日に可決された。

水源地である本市だが、取水量は水利権で決まっているため、市内への配水量のうち不足する量を県営水道から購入している。その購入量は全体の約３５％になり、購入金額は年間で１億８，０００万円になる。今回の料金改定による本市への影響額は、１回目の改定により、年間５５０万円となり、最終的には１，６５０万円を見込んでいる。

今後、本市は、この新たな負担額について利用者である市民へ価格転嫁を行うのかどうか検討しなければならない。仮に県営水道の料金改定による水道料金の値上げを行った場合、市民生活は大変厳しいものになる。

よって、愛知県におかれては、県営水道の料金改定に当たっては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 県営水道料金の改定は、水道料金が東三河の市として一番高い本市にとっては市民生活への影響が大きいことから、今後は慎重に対応すること。
- 2 県営水道料金の改定は、受水団体である市町村の水道事業者に与える影響が大きく、さらなる負担を住民に求めていくことにつながるため、短期間の電気料金等の動向だけで改定を示すのではなく、各事業者の意見を聞きながら協議を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月２８日

愛知県新城市議会

愛知県知事 あて